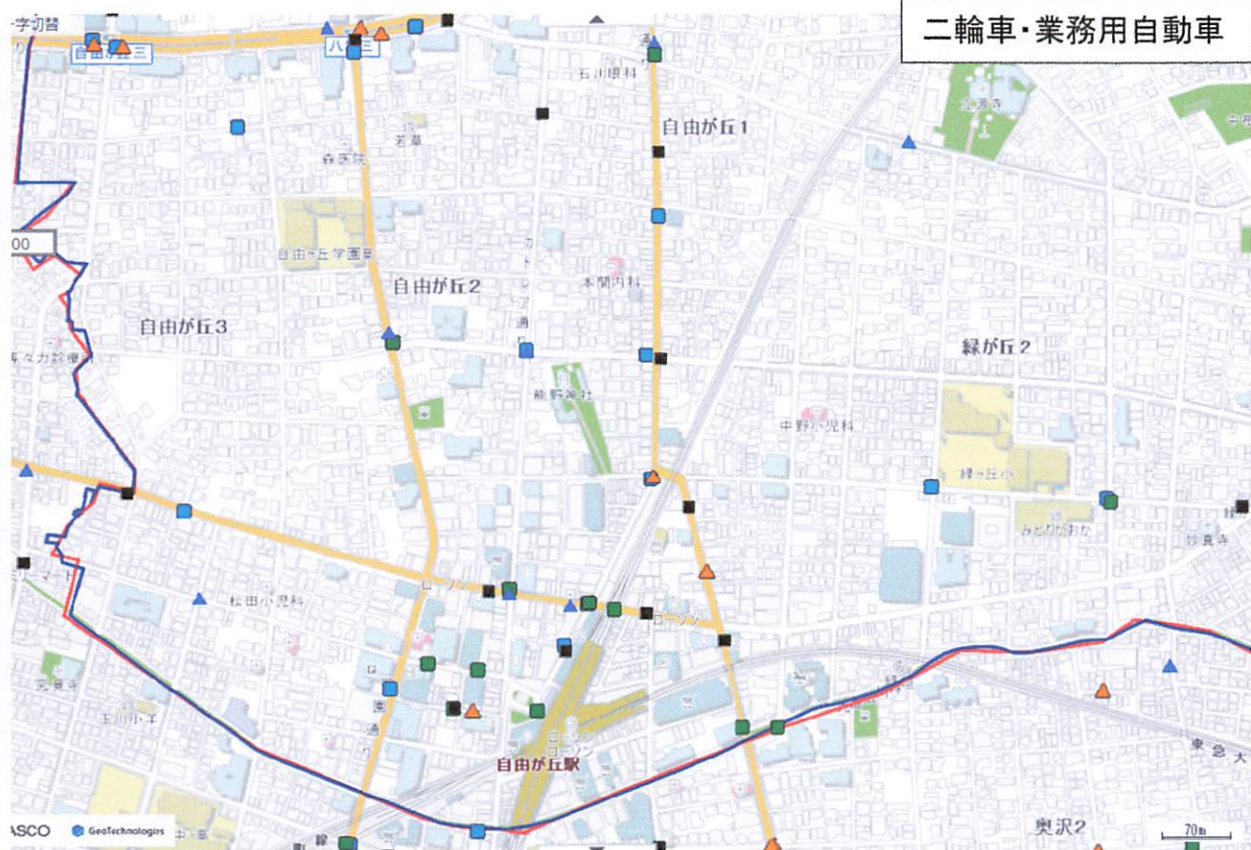
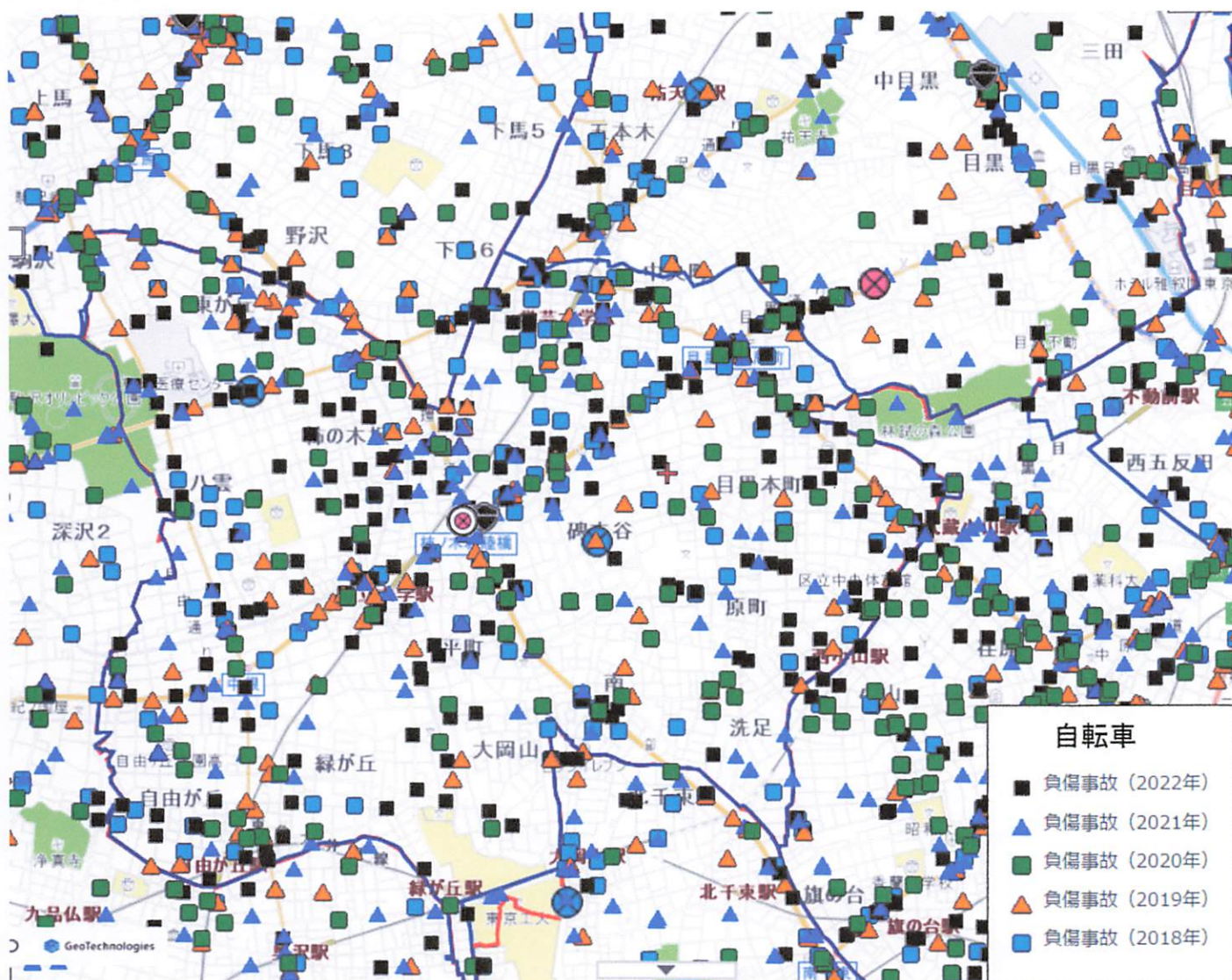
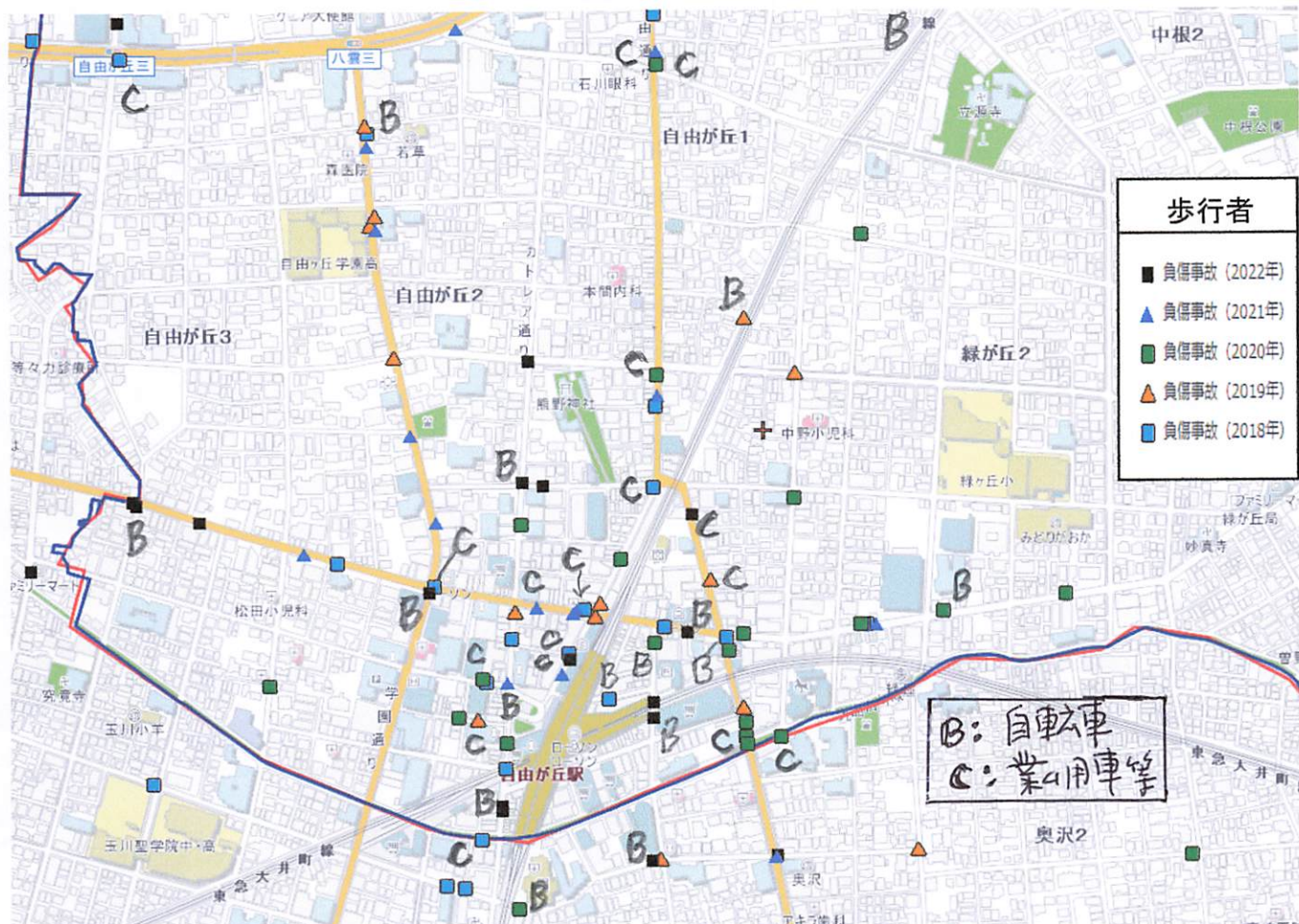


交通事故発生地点



交通事故発生マップ：警視庁



目黒区内の交通事故

目黒区内の交通事故の推移

	平成24 年	平成25 年	平成26 年	平成27 年	平成28 年	平成29 年	平成30 年	令和元 年	令和2 年	令和3 年	令和4 年
発生件 数	908	828	644	593	568	573	512	462	386	525	696
死傷者 数	1055	937	708	678	638	649	586	533	419	584	742
死者数	3	4	2	2	1	0	1	3	1	0	4
重症者 数	2	4	3	3	9	16	21	31	7	19	13
軽傷者 数	1050	929	704	673	626	633	564	499	411	565	725

状態別死傷者数(令和 4 年) 単位:人

自転車 354	四輪自 動車 156	歩行者 149 二輪車 84
---------	------------------	-------------------

年代別死傷者数および増加率（前年同期比）（単位：人）

	令和4年12月末	令和3年12月末
幼児	6	5
小学生	27	14
中学生	13	3
高校生	13	4
中学卒業から19歳	14	15
20歳代	188	147
30歳代	218	177
40歳代	238	194
50歳代	245	181
60歳代	147	127
70歳代	114	104
80歳以上	39	26
その他	130	53

自転車の交通ルール

- 1) 自転車は軽車両で、車道通行が原則。車道は左側を通行する。

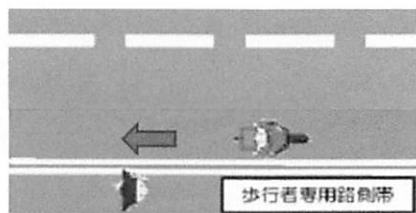
 - ・歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

2) 普通自転車が歩道を通行することができる場合

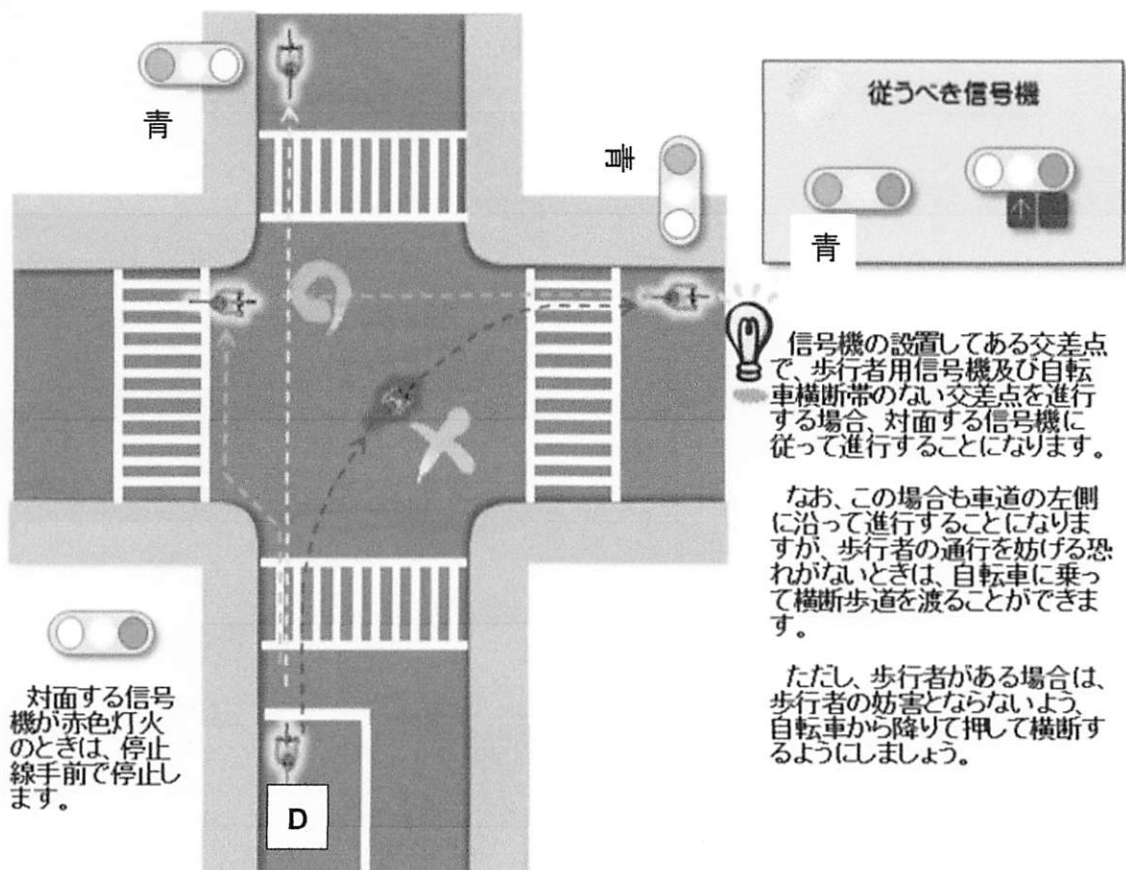
 - ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
 - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。
 - ・歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。
 - ・自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩道では自転車同士による相互通行することが可能です。すれ違う自転車で危険を感じる場合は、自転車を降りて、自転車を押して歩きましょう。

3) 自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示（歩行者専用路側帯）のある部分を除き、路側帯を通ることができます。軽車両が通行できる路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯に限定されます。

電動アシスト自転車の大部分は、
普通自転車の基準に適合する。



信号機のある（歩行者用信号機・自転車横断帯のない）交差点の場合



信号機の設置してある交差点で、歩行者用信号機及び自転車横断帯のない交差点を進行する場合、対面する信号機に従って進行することになります。

* 信号機の無い交差点でも、右折する際は2段階右折となります。